

2001年5月29日発行（隔月刊）

Shinjuku
Ikebukuro

連絡会

NEWS VOL.23



∞∞∞今号のメニュー∞∞∞

活動報告

- 第7回新宿メーデー
- 池袋で初の野宿者デモ
- 自立生活サポートセンター開設

特集

「ホームレス自立支援立法」

民主党「立法案」
「立法化」が何故必要か？
連絡会の見解

東京のホームレスは減ったのか？

ザ・医療相談

連絡会の活動紹介Ⅱ

2000年度連絡会会計報告

連絡会IT化戦略着々進行中！

財政報告など

定価100円（カンパ込み）



第7回新宿メーデー 全都500名の結集でたたかわれる

俺たちのメーデー

第七回新宿メーデー報告

新宿連絡会 事務局 笠井和明

普段は路上の雑踏に埋もれた人々が、今年も笑顔をまじえながら新宿の超高層ビル街をデモ行進した。

七回目となる全都野宿労働者統一メーデー。新宿の仲間の大部隊を筆頭に、池袋、渋谷、山谷、そして、今年初参加の三多摩（立川）から、総勢五百名の野宿者、日雇労働者、



全都500名の大結集でメーデー集会を開催（柏木公園）

生保受給者、年金生活者らが「屋根と仕事を！」の統一スローガンの下、一同に集い、日々の苦境からの脱出を「仲間の団結」という力で実現しようと誓いあった。

もはや、野宿の仲間が自ら立ちあがり、社会運動の一角を担うことには、何ら違和感がなくなりつつある。

かつては浮浪者などと罵倒され続けられて来た人々は、今やたたかいの主体として認められ、自らのたたかいの中で苦境を脱する途を模索するに至った。差別され、襲撃され、利用され、搾取され、排除され、それを黙々と享受して来た無告の民の群れは、かかる存在を拒否する立場に立った。

私達の七年という歳月は、いかなる貧困状態を強いられていようとも、そのより良き社会的解決のためには当事者の参画（たたかい）こそが必要である、という労働運動史や社会運動史の正しさを証明してきた年月であった。だから、それは何ら不思議な事でも画期的な事でもない。

私達は階段を登るが如く着実な歩みで、社会の底辺に落としこめられた人々の諸権利を求めるとたたかいを継続していく。東京都は初の「ホームレ

ス白書」を発表し、自立支援センターなどの支援施設の増設を交渉の場でも確約した。国会においては「ホームレス自立支援立法」制定の動きが本格化している。

それらの成果は私達が「やり直していく」ための手段でしか過ぎない。貧しき人々が生きるために最も必要なものは、仲間である。路上は人生の墓場ではないが、路上で出逢った仲間は墓場までも仲間である。孤独、孤立の辛さを知っているからこそ、どこまでも果てしない仲間を求める。



連帯挨拶をする社民党保坂展人国会議員と池田さちよさん

普段は見せない生き生きとした路上の人々の笑顔が私達のメーデーの確信である。

東京都知事 石原慎太郎殿
二〇〇一年五月一日

要望書

全都実（全都野宿労働者統一行動実行委員会）

参加団体／新宿連絡会、池袋連絡会、渋谷のじれん、山谷争議団／反失実、東京駅野宿者有志、大田区野宿者有志、三多産地区野宿者有志

東京都台東区日本堤二二五

電話 〇九〇・三八一・三四五〇（登井）

私達全都野宿者が長年にわたり設置を強く望んでいた都区共同事業の自立支援センターが昨年11月ようやく開始され、若干の事業内容上の問題点が明らかになったとは言え、まずまず順当な成果をあげつつあります。また貴福祉局においては全国初の「ホームレス白書」を発表しホームレス問題の社会的な解決に向けた基本的視点を提示し、その具体策として、新年度からセンターの増設、緊急一時保護センターの新設、グループホーム事業の新規開始など、総合的対策への踏み込みを具体的に計画されている事は私達としても評価するものであります。

が、私達をめぐる状況は悪化の一途をたどっています。それは、私達の仲間の数が単に増え続けているだけでなく、社会的偏見の目にさらされながら、安定した職にも就けず、低廉な賃貸住宅にも移り住めず、一旦路上に至ったらそこから脱しようといかに独力で努力してもそれが思う通りにいかない悪矛盾的な構造が固定化している事によります。私達の仲間は今や都市におけるひとつの層として形成されつつあり、また、いつ野宿状態になってもおかしくない人々も増え続けております。

私達は貧しくとも野宿にならなくても済み、また一旦野宿に至ったとしても努力しさえすればなんとかやり直しが効く、そういう社会を望んでいます。私達の希望を叶えるためすみやかにこの事業計画を推進されんことを私達は強く要望します。

また、それぞれの事業内容に関しても、事業に参加し、社会復帰を目指そうと努力する当事者の意向、多様なニーズに十分対応しうる事業にして頂きたいと考えます。私たちは排除を意図した事業ではなく、また何度でも繰り返し利用できる事業を望んでいます。対策に参加する側と対策を計画、運営、監督する側との意向が違ってしまうと、対策の碎から弾き出される新たな人々の層を作るだけです。私達は今後、おのこの事業に対する事業内容上の提言、提案を当事者の側からしていくつもりです。それを十分参考にした上でより良い事業内容の対策を推進して行く事を要望します。

そして、今年度事業の推進だけにとどまらず、「白書」でも書かれてあるように「防止策」「就労機会」の拡大、「住宅の確保」は著しく対策が遅れています。その事を十分自覚し、これらの検討課題を早期に具体的な施策としてまとめあげる事、かつ都区共同の対策推進体制をより強力に推し進める事をあわせて要望します。

また、私達の仲間は三多摩地区においても近年増加を続けています。三多摩26市町村では対策がない事を良い事に、生活保護の窓口申請すら認めず、排除を繰り返し、区部に追い払うと云う違法かつ非人道的な対応をしています。そういった悪弊を取り除くためにも、現行の路上生活者対策の枠組みを23区内に限定するのではなく、26市町村も含め広げていただくよう是非検討をお願い致します。

最後に、野宿者の人権を尊重し、野宿者に対する襲撃事件など二度と起こらぬような啓蒙活動を積極的に推進して頂きたいと存じます。

以上

代表団による交渉において東京都福祉局は自立支援センター増設、緊急一時保護センター新設などの今年度事業を冬までに実施する事を確約。また「就労対策」等検討課題について早急に内容を詰めて行く事も約束した。

4月26日、池袋で初の野宿者による集会とデモが福祉対応の改善を求めて行なわれました。

池袋連絡会

4月26日（木）池袋で初の野宿者による豊島福祉の改善を求める集会とデモが行なわれました。池袋連絡会では、豊島福祉事務所の野宿者に対する対応について、これまで福祉行動などを通じて改善をその都度申し入れていました。が、「窓口での差別的な対応で追い返された」「質の悪い病院を紹介され病状が悪化した」などの苦情が野宿者から多数出ており、一向に改善の動きはありませんでした。そのため、池袋連絡会は豊島福祉事務所に対する申入書を3月12日に提出し、28日代表团による交渉にのぞみましたが、豊島福祉の誠意ある回答はついに聞かれませんでした。この「ゼロ回答」をきっかけに、豊島区に抗議する声は池袋の野宿者全体に広まりました。池袋連絡会としては抗議の情宣活動を行ないながら、そして、集会、デモを行うに至りました。中池袋公園の集会には池袋の仲間を中心に百名の仲間が結集し、また、豊島区議会議員の山口菊子さん（区民民主クラブ）からも連帯の挨拶を頂くなど、熱気あふれるものとなりました。デモは目の前の豊島区に抗議のシュプレヒコールをつきつけた後、東池袋の街を一周しました。昼休みの繁華街の中、元気よく、また、堂々と仲間は行進しました。初めてにしては大成功だったと思います。しかし、豊島福祉はいまだ居直り続けています。まともな福祉を出させるために今後もたたかい続けたいと考えています。



清掃工場の煙突が聳える池袋の街をデモ行進



池袋中公園で集会、司会も基調定期も野宿の仲間が全部やりきる。



豊島区役所前では「当り前の福祉を出せ！」とシュプレヒコール

自立生活サポートセンターついに開設！ 互助会活動 保証人提供事業などを開始し、 「貧しき民」の具体的な組織化に着手！

自立生活サポートセンター・もやい 概要

(舳—もやい—) 船と船をつなぎあわせること。守り添って共同で事をなすこと。

＜主旨＞ 長引く景気低迷と産業構造の変動の中、全国各地で野宿者（ホームレス）が急増し、大きな社会問題となっています。全国の野宿者数は厚生労働省発表（99年）で2万人、実数は3万人に達するものと思われませんが、その背後には、それに数十倍する日雇労働者・住込み労働者・生活保護受給者・年金生活者・外国人労働者・DV被害者・障害者などの「いつ路上生活に陥っても不思議でない」生活困窮者・不安定就労者群がおり、この「愚かな日本」の貧困問題は、もはや到底看過し得ないまでに深刻化しています。

事態の深刻さを認識した東京都は今年3月、初めてのホームレス白書「東京のホームレス」を発表し、野宿者問題が「社会経済的要因」に起因することを認めるとともに、自立支援事業を軸とした総合的な路上生活者対策を打ち出しました。今年中にはすでに設置されている二ヶ所の自立支援センターに加え、新たに三ヶ所のセンター開設が予定されるなど対策のハード面は徐々に整えられつつあります。

しかし自立支援センターの入所者の多くが就職時やアパート入居時の保証人問題に直面したり、センター退所後の支援態勢が存在しないなど、対策のソフト面の不備は依然、深刻です。野宿者の多くは、経済的貧困に加え、人間関係の貧困を理由に野宿状態に陥っており、そのことは、貧困問題が経済的問題だけでなく、もっとも厳しい時期に経済的・精神的に自分を支えてくれる人的関係の貧困でもあることを示しています。それゆえ、一度野宿に陥った者が自らの未来を切り開いていくためには、経済的貧困を解消する方途と同時に人的関係の貧困を解消する方途が講じられなければなりません。そして自立支援センターの入・退所者や生活保護の受給者が、今まさにこの問題に直面しているのです。私たちは、野宿

を経験した者同士、またはいつ野宿状態になってもおかしくない人々をも含めた、貧しいながらも自らの生活を維持・向上していこうと努力している者同士の共済的なつながりを作り、必要な時にニーズに即応したサポートを受けられるシステムを民間ベースで立ち上げることにしました。ここでは、保証人提供事業とともに、定期的な戸別訪問、生活物資の支援、協同の事業やレクリエーションを軸としながら、貧困問題に携わる多くの諸団体、関心を寄せる多くのボランティアの方々との広汎な社会的ネットワークによって、私たち自身の手で「人的セーフティーネット」を再構築することが目指されています。当事者間の支えあいと専門家の的確な助言、広汎な社会的ネットワークを三本柱とするこのプロジェクトに、一人でも多くの方々の参加をご支援をお願いします。

連絡先：東京都新宿区大京町3新大京マンション
304号スペースかぼす気付「自立生活サポートセンター・もやい」

TEL03-5367-5666/FAX03-5367-5667

携帯070-5910-0214（共同代表 稲葉剛）

郵便振替口座 00160-7-37247

「自立生活サポートセンター・もやい」



5月19日「もやい互助会設立集会」が50名の参加で開かれる。

特集

「ホームレス自立支援立法」

ついに連絡会急願のホームレス立法の動きが本格化
「ホームレス自立支援立法」9月上程か？
新宿連絡会はこの夏再び国会闘争に突き進む！



ホームレス 社会参加を

民主が法案準備

民主党が、ホームレスの人たちの自立を図る法案を準備している。政府はホームレスにならないようにすることやホームレスの支援に責任があるとし、国民も「ホームレス自立に協力義務を負う」とうたう。ホームレスの人たち自身の「責務」として、自立への努力規定も設ける。同党は「好きでホームレスになっているわけではなく、支援が必要だ」（幹部）と強調している。

ホームレスの生命や人権を守り、社会参加を図るのが趣旨。「多数の人がホームレスになっている現状自体が正常ではない」と、7年程度の時限立法にする。首相は各省庁と連携して基本方針を策定。雇用施策や全国統一水準での食糧提供、住宅支援や健康診断実施などにあたる。国は補助金交付などで、地方公共団体に対しても支援するとしている。

2001年4月22日
朝日新聞

民主党ホームレス問題 対策ワーキングチーム による ホームレス自立支援立 法(案) 2001.4.12

第一 立法の目的・基本趣旨

本人の意志によらず憲法25条第1項の「健康で文化的な最低限度の生活」を送ることができていないホームレスについて、国の責任を明確にするとともに、その生命・人権を守り、自立支援のための施策を行い、あわせてホームレスが多数存在する地方公共団体への支援を実施し、もってホームレスの社会参加を図るとともに、ホームレスの発生の防止に努める。

第二 立法の形式

立法の基本的形式としては、多数のホームレスが発生しているという現状自体が正常ではないとの認識から、立法の目的と実効性という観点も踏まえ、7年程度の臨時措置法又は特別措置法の形式による時限立法とする。

第三 法案の具体的内容、

1、定義

★ホームレス

自己の主たる定住の生活場所として適法な占有権限を有していない者

2、責務

★国の責務

ホームレスの自立支援及び発生の防止について国が責任を有することを明確にする。

所管省庁は内閣府とする。

★地方公共団体の責務

国の委任により都道府県、政令指定都市及びその他地方公共団体は、ホームレスの自立支援及び発生の防止についての事業実施の主体としての責任を有する。

特集・「ホームレス自立支援立法」

★国と地方公共団体との連携の明確化

国と地方公共団体は、本法に基づく施策の策定・実施に当たっては、必要な施策を総合的かつ相互に連携を図りつつ講ずる。

★国民・住民の責務

国民又は住民はホームレスの自立への協力について努力義務を負う。

★ホームレスの責務

ホームレス自身の自立への努力規定を設ける。

3、国によるホームレスに関する実態調査の実施

国は、総合的なホームレス施策の立案及び実施のためのホームレスの実態に関する全国調査を時期を明記して行い、調査結果を踏まえ、早急に基本方針を策定する。

4、基本方針の策定

★内閣総理大臣による基本方針の策定

内閣総理大臣は、ホームレスの自立支援及び発生防止等に関する基本方針を定めなければならない。

★基本方針策定に当たっての各省庁連携

内閣総理大臣は、基本方針を作成しようとするときは、厚生労働大臣、国土交通大臣、総務大臣、警察庁長官、内閣官房長官その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

★基本方針の内容

(1) 雇用施策の推進・確立

- ・安定した雇用の確保（第二失対とならない仕組みで、公的雇用創出を積極的に行うとともに、現に実施されている緊急日雇労働者多数雇用奨励金や緊急地域雇用特別交付金の根拠規定となるための内容とする。）
- ・職業能力開発（特にホームレス向けの一般能力指導を含む多様かつ就労に直結する能力開発施策を実施することを内容とする。）
- ・失業対策の充実
- ・自立支援事業との緊密な連携の確保
- ・ホームレスの発生を防止するための配慮（雇用保険法の運用等を含め、雇用施策全般における配慮義務を内容とする。）

(2) 福祉施策の推進・確立

- ・生活保護法の適切な実施（単に居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けることとしないこと、生活保護を悪用し不当に利得を得ないことなどを内容

とする。)

- ・生活保護と自立支援事業との緊密な連携の確保
- ・全国統一水準での食糧提供等の実施

(3) 住居施策の推進

- ・緊急的な住居支援の実施（ドヤ券の発行等の弾力的な施策が実施できるもの）
- ・公営住宅の優先的割り当て
- ・民間住宅入居への支援（金銭的な補助と保証人対策の両面が可能となるような内容）
- ・生活保護における住宅扶助の単給化

(4) 保健・医療施策の確立

- ・ホームレスへの健康診断の実施
- ・無料又は低額での適切な医療の実施
- ・結核等のホームレスに流行する危険性のある疾病対策
- ・アルコール中毒対策
- ・薬物対策の強化

(5) 総合的な生活支援の確立

- ・自立支援事業の実施（現在、既に行われている自立支援事業を法律に位置づけ根拠規定とするとともに、十分な事業規模と入所期間の確保、雇用確保策及び住宅保障策などの他の施策との連携、多様なプログラムの実施などを内容とする。）
- ・行政による各種相談の実施（雇用・福祉・医療・住宅等に加え、ホームレス発生の原因の一つとなっている多額の債務に関する相談や、行政による巡回相談等を含む幅広い内容とする。）
- ・教育に対する支援（ホームレス発生の原因の一つとなっている教育からのドロップアウトを防ぐとともに、ホームレスの子に対する義務教育の実施を支援することを内容とする。）
- ・ホームレスの自立のための公的・民間のソーシャルワーカーの緊急増員

(6) 人権擁護施策の推進

- ・ホームレスの人権の尊重
- ・国民及び地域住民への啓蒙
- ・基本的人権の完全なる行使の確保（住民寮がないことにより、各種の基本的人権が制約されていることへの対策を講ずることを内容とする。）

(7) 民間団体との連携の必要性和推進

- ・NPO等民間団体の付置づけの明記
- ・国及び地方公共団体とNPO等民間団体との本法に基づく施策の実施に当たっての連携

(8) 地域の環境・安全対策の推進、街づくり

- ・地域の環境・安全対策
- ・多様な住民が共存できる街づくり

(9) 予防施策の推進

- ・総合的なホームレスの発生予防施策の実施

5. 実行計画の策定

★計画期間

法案自体を7年の時限立法とした場合、実行計画については5年程度を計画期間とする。

★実行計画の策定者

都道府県、政令指定都市、その他ホームレスの多数存在する地方公共団体

★実行計画策定に当たっての配慮

政令指定都市、又はその他のホームレスの多数存在する地方公共団体が実行計画を策定するに当たっては、都道府県と連携をとることとする。

★実行計画の内容等

- ・基本方針に基づく具体的なホームレスの自立支援及び発生防止等の施策
- ・当該実行計画への民間団体・地域住民の意見反映
- ・実行計画は、毎年その進捗状況を点検し、内閣総理大臣に報告する。

6. 財政措置等

★交付金、負担金・補助金の交付

ホームレスの自立支援及び発生防止に資する交付金、負担金・補助金を国から地方公共団体へ交付する。

★適切な予算上の措置

国は、ホームレスの自立支援及び発生防止に必要な予算措置を講じる。

★税・財政上の特例措置

ホームレスの自立支援及び発生防止のための税制上・財政上の特例措置を講じる。

立法化が何故必要なのか？

笠井和明

ホームレス立法制定要求の動きは1999年2月中央省庁による「ホームレス問題連絡会議」の開催前後から、地方自治体レベルの国に対する要望としてあがっていた。新宿区などは生活保護の現在地主義を改める特例法が必要だと言い、東京都、横浜市、大阪市などは仮小屋撤去の実効性ある法令の整備を求める（第2回連絡会議）など各自治体一様に悲鳴とも思えるような主張を繰り返してきた。99年4月には「ホームレス問題連絡会議関係都市会議（東京都、新宿区、川崎市、名古屋、大阪市、横浜市）はこれら百科雷鳴する議論を一定まとめ①国の責任の明確化と指針の明示②相談体制の確立③自立支援事業の位置付け④公共施設の適正化を柱とする「特別立法」制定を当時の厚生省社会・援護局長に求めて来た。

が、99年に発表された「当面の対応策」においても、また、同年から開始された厚生省による「ホームレスの自立支援方策に関する研究会」においても法制度化を示唆する文言はいずれも採用されず、今日に至っている。政府一中央省庁の考えとしてはホームレス対策は現行法で対応できるというのが一貫した考え方なのであろう。

現行法のままで対応できるのか、それとも新たな法制度が必要なのか、という点については全国の野宿者運動の側、支援運動の側からも様々な論点がこの間提起されている。

釜ヶ崎反失連は99年5月「野宿生活者支援法(案)」の制定をホームレス問題連絡会議に求め、また、私達も00年9月「ホームレス支援基本法」「自立支援事業関連法」の制定を国会に求め、以降国会請願デモや議員ロビー活動を精力的に行って来た。また、連合大坂も00年11月「自立支援特別立法」の制定を求めるシンポジウムを開催するに至っている。無論、これらの団体がまとまっているかと言えば決してそうではなく、それぞれのスタンスで主張し、行動している

のが現実である。他方、現行の生活保護法の運用改善が先決とする団体も多くあるし、要求運動よりも自前の力の部分に主軸を置いている団体も多い。

つまり、全国の運動団体がすんなりと「立法化要求」にまとまる情勢には残念ながらなっていない。

さて、今般発表された民主党ワーキングチームによる「ホームレス自立支援立法(案)」であるが、ここにまで至る経緯はともかくとして、その内容を見て頂ければ分かる通り「ホームレスの自立支援」をキーワードにしながらか国の責任と義務を明確化させたものである。また、ホームレス概念も広くとらえ、防止策も含めて施策課題にあげるなど、かなり「リベラル」かつ国際感覚もある的を得た法案にまとまっている。

私達は民主党云々という事ではなく、野宿者の利害という観点からしてこの法案を評価し、支持する。つまり、東京サイドの運動から見ても、今後の対策の拡大、拡充（とりわけ就労面）、そしてホームレス化の予防策を路上に作り出すためにもおおいに活用できる法律となる事が予想されるからである。

国の関与（国の責任を明確にする事）が必要である事は各運動団体共通の認識であると思う。地方自治体もまた財政的な理由などから国の関与を求めているし、それがなければ対策も進められない深刻な事態に陥っている。政府一中央省庁のこの10年来の怠慢ぶりを糾していくためにも法律で縛るという手段は最も有効、かつ最もシンプルな手法であると考えられる。もっとも法律が出来たから万々歳という性格のものではなく、今後の対策推進のためには、筋の通った要求行動がなくてはならないだろうが、それにしたところ、根拠法があるのとなないのでは大違いである。また、生活保護法を本来の理念通りに運用させていくためにも、自立支援に関わる立法は必要である。

99年の政府「当面の対応策」ではまったく駄目だと私達は言うて来た。ならば国に何をやらせて行くのか？国をどうやって動かして行くのか？私達の運動はもはやそういうレベルにまで届いているのである。

もちろん、議員にまかせるだけの運動では「政治の妥協」が生じかねない。この立法案も超党派議院立法化を追及し、9月上旬程を射程にいれているが、安易な政治の妥協は「治安」の観点が入り込んで来る危険性を伴う。それをさせないためにも、大衆的な要求行動を積み重ね、野宿者の要望というものを更に社会化させていく必要がある。「俺たちが勝ち取った法律」と言えるような運動を気作りあげて行きたい。

史上最強の職能集団！日本版路上のER

ザ・医療相談

連絡会の活動紹介②



医師資格をもった者は残念ながら野宿をしていない。

バラエティに富む路上だが、流石に医師の現場調達は不可能である。

病気に苦しんでいる人を目の前にした時、素人判断はとても危険である。こういう場合は普通救急車を呼ぶのであるが、「住所不定」である事が分つてしま

思っていた人々の前に普段着を着たボランティア医師、看護婦など医療従事者が登場したのである。

しかも「親切、丁寧、早い、無料！」おまけに「紹介状」まで書いてくれるので、福祉の窓口で「つべこべ」言われる事もなくなり、紹介された病院でもそれを持っていけばプロの医師から紹介された手前、下手な治療が出来なくなる。

おかげで月に一度の医療相談会は大盛況。福祉事務所も来所者急増で大喜び。早期発見、早期治療に向けての最低限の条件が路上についに整い、不幸な路上死も減り続けている。

職能を生かした支援活動はかくあるべきと示しているのが路上医療相談会である。仲間が主要に行なっているパトロール、福祉行動と有機的に結びつき、今も連絡会日常活動の屋台骨を支えてくれている。

「医者の中にはいい奴もいるんだ」と、毎月の医療相談会を楽しみにする仲間も増えた。

うと、一般の病院はなかなか受けてはくれない。ひどい場合は病院をたらい回し、挙げ句に治療もなされず公園に置き去り、なんてこともかつてはよくあった。

そうでなくとも福祉が紹介する病院は「ヤブ」が多い。結核患者を検査もせず風邪と診断して死亡させたり、骨折患者をレントゲンもとらずに打撲と診断したりと、まあ、かつてあった事件を数えれば切りが無い(かの朝倉病院などもその最悪の例である)。

そんな事もあり、路上の人々にとってみれば、医者、病院と聞けば「人非人」「極悪非道」「殺されに行く場所」等々と、すこぶる抵抗が強い。そう言えば高田馬場の高台に聳える国立国際医療センターなどは、さながら亡くなった仲間の卒塔婆のように見える。

それはともかく、路上の人々が抱く医者のイメージを一変させる出来事が新宿で起った。1996年3月。今も新宿の路上で定期的に続けられている連絡会の医療相談会が始まったのである。医師、弁護士、教師、刑務官など「先生」と呼ばれる奴にろくな奴はいないと



新宿医療相談会

毎月第2日曜実施 (午後6時より午後9時頃まで)
新宿中央公園ポケットパーク (雨天の時は都庁下)

来れ！医療従事者！民衆に愛される医師になれ！